明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通九八）　一

〔告　示〕
○道路に関する件（東北地方整備局二一六）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局四九〇～四九二）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇九）　六
○道路に関する件（中部地方整備局二〇六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局二一五、二一六）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本放送協会落札者等、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省　令

○国土交通省令第九十八号

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二、第二十三条の四第五号、第二十四条、第二十六条第一項並びに第二十七条第一項、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第六条第二項、第九条の三第一項第三号及び第二項、第十四条の三第六号並びに第十六条の四第二項において準用する第十五条第二項、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、並びに河川法及び国土交通省組織令を実施するため、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（河川法施行規則の一部改正）

第一条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2　令第六条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二の二とする。

第七条の四を第七条の五とし、第七条の三を第七条の四とし、第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第七条の二　令第九条の三第一項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。

一　ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。）

二　堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）

三　前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰（ぜき）

四　第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門（ひ）その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等

2　令第九条の三第二項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が一年未満の場合にあつては、一年間）保存することとする。

一　点検の年月日

二　点検を実施した者の氏名

三　点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）

第十一条の見出し中「水利使用の許可」を「流水の占用の許可等」に改め、同条第一項中「第二十三条」を「第二十三条の許可又は法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」を加える。